

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令案新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

				<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一〇五十五 (略)</p> <p>五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>五十二・五十三 (略)</p> <p>五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備</p> <p>五十五〇五十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験 (略)</p> <p>ア (略)</p>	
装	一	二	三	四	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一〇五十五 (略)</p> <p>五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>五十二・五十三 (略)</p> <p>五十四 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>五十五〇五十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特性試験 (略)</p> <p>ア (略)</p>
項目	試験	測定器	特定無線設備の種類		
等					

装 信 送							置	
度又は波数又は変調	移又は波数又は周	周波数又は周	比吸収率	力空中線電	強度スプリア	占有周波数	周波数	
計又は直線検波器	器又は周波数又は周	低周波発振	定装置	器又はスペ	トル分析器	器又はスペ	トル分析器	
							(略)	
				○	○	○	○	備無九第第第二 線号四一 設の十項二 条
							(略)	
				○	○	○	○	備無三第第第二 線号五 設の十項二 条
							(略)	

装 信 送							置	
度又は波数又は変調	移又は波数又は周	周波数又は周	比吸収率	力空中線電	強度スプリア	占有周波数	周波数	
計又は直線検波器	器又は周波数又は周	低周波発振	定装置	器又はスペ	トル分析器	器又はスペ	トル分析器	
							(略)	
				○	○	○	○	備無九第第第二 線号四一 設の十項二 条
							(略)	
				○	○	○	○	備無三第第第二 線号五 設の十項二 条
							(略)	

										置										
波等の限	副次的に	電界強度測	電器又は分	送信速度	器オシロス	低周波発振	器オシロス	電力測定用												

										置										
波等の限	副次的に	電界強度測	電器又は分	送信速度	器オシロス	低周波発振	器オシロス	電力測定用												

受信装置									
度	感度	通過帯域	減衰量	スプリア ポンス	隣接チャ ネル選択	度	感度抑圧 効果	相互変調 特性	局発振 器の周波 数変動
析器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	低周波発振 器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	周波数計
	レベル計又 は歪率雑音 計	周波数計 レベル計	周波数計 レベル計	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	周波数計

受信装置									
度	感度	通過帯域	減衰量	スプリア ポンス	隣接チャ ネル選択	度	感度抑圧 効果	相互変調 特性	局発振 器の周波 数変動
析器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	低周波発振 器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	周波数計
	レベル計又 は歪率雑音 計	周波数計 レベル計	周波数計 レベル計	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	標準信号発 生器	周波数計

ディエン ファシス 特性	器 直線検波器	低周波発振				
総合歪及 び雑音	標準信号発 生器	歪率雑音計				

注

15 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 19 (略)

20 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

イ・ウ (略)

二・三 (略)

ディエン ファシス 特性	器 直線検波器	低周波発振				
総合歪及 び雑音	標準信号発 生器	歪率雑音計				

注

15 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六の三第三項、第四十九条の六の四第三項、第四十九条の六の五第三項又は第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 19 (略)

イ・ウ (略)

二・三 (略)